

(2019.11.22 改訂版)

年 月 日

団体申込ご担当者 各位

一般財団法人 日本規格協会
品質管理検定センター

団体における品質管理検定試験実施について

品質管理検定の貴社での実施（以下、「団体 B」という）にあたりましては、以下の事項（1～6 項）に合意していただく必要がございますので、ご確認下さい。

ご確認いただきましたら、同封の「誓約書」に必要事項をご記入の上、試験日の 1 ヶ月前までに品質管理検定センター（以下、「センター」という）までご返送下さいますよう、お願い申し上げます。

1. 実施条件

団体 B は、以下の条件をすべて満たしていなければならない。

(1) 受検申込者数

- 1) 延べ受検申込者数が 100 名以上であること
- 2) 検定試験会場は 1 か所（室数は複数でよい）であること。

(2) 検定試験運営体制

- 1) 団体 B の実施を、企業等が組織として決定していること。
- 2) 会場責任者

① 検定試験運営すべてに責任を持つ、会場責任者が 1 名指名され、センターに登録されていること。

- ・ 会場責任者は、団体 B を実施する企業等の社員であること。
- ・ 会場責任者は、過去に試験運営責任者、もしくは次項に定める主任試験監督員の経験があること。*注
- ・ 会場責任者は、当該回の検定試験の受検者でないこと。
- ・ 会場責任者は、(2)～(4)項及び 3～6 項について責任を負うこと。

*注：当該企業等が団体 B を初めて実施する場合、センターより会場責任者補佐 1 名を派遣することにより実施することができる。また、企業等が希望する場合、2 回目以降も会場責任者補佐を派遣することができる。ただし、いずれの場合も(4)に定める派遣費用は団体 B を実施する企業等が負担することとし、5. に定める立会人を兼ねることはできない。

3) 主任試験監督員及び試験監督員

① 試験室ごとに「主任試験監督員」を 1 名配置すること。

② 試験室ごとに「試験監督員」を以下の基準を満たす人数を配置すること。

試験室ごとの受検者人数が 50 名以下：	1 名
〃 が 51 名～100 名：	2 名
〃 が 101 名～150 名：	3 名
	以下 50 名ごとに 1 名追加

1室あたりの受検者数	1～50人	51～100人	101～150人	51～200人
試験監督員の人数	主任試験監督員1人 試験監督員 1人	主任試験監督員1人 試験監督員 2人	主任試験監督員1人 試験監督員 3人	主任試験監督員1人 試験監督員 4人

例1【4級70人が二つの試験室で受検する場合】

試験室A(30名)では、主任試験監督員1名と試験監督員1名

試験室B(40名)では、主任試験監督員1名と試験監督員1名

例2【3級30人4級30人が受検する場合】

4級(午前)で3級(午後)なので試験室は、主任試験監督員1名と試験監督員1名

③主任試験監督員／試験監督員は、団体Bを実施する企業等の社員もしくはそれに準ずるものであること。

④主任試験監督員／試験監督員は、「品質管理検定実施手順書」に定める手順どおりに業務を遂行できること。

⑤主任試験監督員／試験監督員は、当該の回の検定試験の受検者でないこと。

(3) 試験会場及び控室

1) 試験会場(室)は、一般会場と同レベルの公正な試験が実施でき、また、セキュリティが確保できること。

2) 試験問題、解答用紙等を受検者から隔離し、また、整理作業を行うため、試験室とは別に施錠可能な控室を用意すること。

(4) 費用

団体Bを行う企業等は以下を負担すること。

1) 実施運営費

①受検申込者数が200名以下の場合 70,000円(税抜き)

②受検申込者数が300名以下の場合 50,000円(税抜き)

③受検申込者数が301名以上の場合 20,000円(税抜き)

2) 上記(2)及び(3)にかかる費用

3) 会場責任者補佐派遣費用

(初回)

会場責任者補佐派遣料：0円

日当宿泊料：16,000円(日当：4,500円、宿泊費：11,500円)

交通費：実費

(2回目以降)

会場責任者補佐派遣料：30,000円

日当宿泊料：16,000円(日当：4,500円、宿泊費：11,500円)

交通費：実費

2. 運営方法

(1) 試験実施：

1) 検定試験の実施・運営は、センターから送付される「品質管理検定試験実施手順書」及び本書に記載される事項にしたがって行う。

2) 緊急時連絡先として、企業名、会場責任者の氏名・携帯電話番号・携帯電話メールアドレスをセンターに登録する。

前日及び当日の緊急連絡先が会場責任者と異なる場合は、連絡担当者の氏名・携帯電話番号・携帯電話メールアドレスをセンターに登録する。

(2) 試験問題等の受領、保管及び解答済み答案用紙の保管、返送：

会場責任者は、試験問題等の取扱に関し、センターの要求するセキュリティレベルを確保する。

- 1)試験問題等は、試験当日に会場責任者が受取り、試験開始時まで保管する。
- 2)試験問題等の開封後の受検者への配付は、「品質管理検定試験実施手順書」に従う。
- 3)試験終了後、会場責任者は速やかに解答済み解答用紙・受検票及び欠席者の座席番号ラベルを封入及び梱包し、指定の方法でセンターへ返送する。

3. 緊急時の対応

- (1)天災等やむをえない事情が発生した場合には、試験を中止、延期、または開始時刻を繰り下げる（最大1時間）ことがあるので、団体Bは、センターに必ず報告をして指示に従うものとする。また、単独で試験中止を判断した場合には、返金に応じない場合がある。
- (2)試験開始時刻の繰り下げは最大1時間とするので、団体Bはこれに対応した会場及び監督員を確保し、事前に受検者への周知を行う。
- (3)試験当日に不足の事態が発生した場合には、会場責任者は、受検者及び会場スタッフの安全を第一に、可能であればセンターに連絡をとりつつ試験運営を行う。

4. 誓約書の提出

- (1)団体B及び会場責任者は、試験日の1か月前までに、「団体における品質管理検定試験実施に関する誓約書」（様式1）をセンターに提出する。
- (2)誓約書を取り交した上で、お申込みが正式に受理される。
- (3)誓約書の合意されない場合は、その内容をセンターに連絡するとともに、検定試験の団体Bとしての受検は出来ない。

5. 試験実施状況に関する立会人による現地確認

センターは、全ての団体Bに対して、一般会場と同等の条件で試験が実施されていることを確認するために立会人を派遣する。

6. 不正等への対応

試験実施にあたって不正や、「品質管理検定試験実施手順書」又は本書(1)～(4)項から逸脱した行為が発覚した場合、センターは、その状況及び当該行為が与える影響の程度により、以下の対応を行う。

- (1)団体名及び団体社員名とともに不正事実を公表する。
- (2)受検者を失格（全員または一部の受検者）とする。
- (3)当協会が被った損害について、しかるべき損害賠償を請求する。
- (4)今後、一定期間は当該団体での試験は実施しない。

なお、いかなる場合も受検料の返金を行わない。

以上

20 年 月 日

一般財団法人 日本規格協会
品質管理検定センター

所在地：〒 _____

団体名： _____

役職名・代表者名： _____ 印

電話番号： _____

役職名・会場責任者： _____ 印

会場責任者の携帯電話番号： _____

会場責任者の上記携帯電話のメールアドレス： _____

@

前日及び当日の連絡担当者 _____

前日及び当日の連絡先の携帯電話番号： _____

前日及び当日の上記携帯電話のメールアドレス： _____

@

第 回品質管理検定 (年 月 日) 団体Bにおける品質管理検定試験実施に関する誓約書

本組織は、品質管理検定を本組織内において実施するにあたり、①「団体における品質管理検定試験実施について」(別紙1)を遵守し、②「品質管理検定試験実施手順書」にしたがって試験を実施することを誓約します。

なお、万一、本組織が①及び②に規定される事項の手順を逸脱して試験を実施し、本組織試験会場での受検者に対して、他会場での受検者に比べて有利な扱いを行ったり、不正または事故が発生した場合には、故意または過失の如何に関わらず、品質管理検定センターが以下の処置を行うことを承諾します。

- (1) 団体名及び団体社員名とともに不正事実を公表する。
- (2) 受検者を失格(全員または一部の受検者)とする。
- (3) 当協会が被った損害について、しかるべき損害賠償を請求する。
- (4) 今後、一定期間は当該団体での試験は実施しない。

なお、いかなる場合も受検料の返金を行わない。

以上